新

旧

構造改革特別区域計画

(略)

2 構造改革特別区域の名称

佐渡トキめきアルコール特区

(略)

4 構造改革特別区域の特性

(1) 佐渡の地勢

当該地域は新潟県の西部に位置し、新潟港から67kmの海上にあり、島の中央部を国府川が流れ、この流域に開けた穀倉地帯国中平野を挟んで、北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵を擁し、島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定され、近年自然界における繁殖に成功した国際保護鳥トキが空を舞っているように、豊かで美しい自然環境に恵まれている。総面積855k㎡、周囲277kmに及び離島では、沖縄本島に次ぐ2番目の大きさを有しているが、そのうち林野と雑種地で83%を占めており、田畑の農用地が15%で、宅地は、全体面積の2%である。

(略)

(2) 人口

本市の人口は、62,727人(平成22年国勢調査)で、

構造改革特別区域計画

(略)

2 構造改革特別区域の名称

佐渡トキめき濁酒特区

(略)

4 構造改革特別区域の特性

(1) 佐渡の地勢

当該地域は新潟県の西部に位置し、新潟港から67kmの海上にあり、島の中央部を国府川が流れ、この流域に開けた穀倉地帯国中平野を挟んで、北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵を擁し、島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定され、近年人工繁殖に成功した国際保護鳥トキが空を舞っていたように、豊かで美しい自然環境に恵まれている。総面積855k㎡、周囲277kmに及び離島では、沖縄本島に次ぐ2番目の大きさを有しているが、そのうち林野と雑種地で83%を占めており、田畑の農用地が15%で、宅地は、全体面積の2%である。

(略)

(2) 人口

本市の人口は、72,173人(平成12年国勢調査)で、

平成17年の67,386人に比べ、4,659人減少して いる。

佐渡金山の最盛期には、相川の人口だけでも10万人を数 えたこともあったが、昭和25年の12万6000人をピー クに減少を続けており、今後も減少傾向にある。

将来推計人口は、少子化進行により平成32年には、52, 300人と予測している。

年齢別人口では、地域の担い手である生産年齢人口(15 ~64歳)は、全体の51.8%(平成22年国勢調査)と新 潟県全体の60.7%、全国の63.3%を大きく下回って いる。逆に、老齢年人口率(65歳以上)においては36.8% っている状況にあり、高齢化社会が進んでいる。

さらに、出生率の低下、若年層の島外流出等で「地域の担 い手」となる若者が少ないため地域社会の活力が低下しその 維持機能等が懸念され、今こそ地域再生の一手が必要となっ ている。

(3) 地域の特性及び特区の必要性

本市においては、離島という地域の特性、独自性を活かし た地域資源の発掘や再評価を行い、それらに付加価値をつけ ることによって新たな雇用の場を確保できると考えられる。 そのためには、農林水産業の再生が第一であり、生産から販

平成7年の74、949人に比べ、約2、800人減少して いる。

佐渡金山の最盛期には、相川の人口だけでも10万人を数 えたこともあったが、昭和25年の12万6000人をピー クに減少を続けており、今後も減少傾向にある。

将来推計人口は、少子化進行により平成27年には、62, 000人と予測している。

年齢別人口では、地域の担い手である生産年齢人口(15~ 64歳)は、全体の54.8%(平成12年国勢調査)と新潟県 全体の63.9%、全国の68.1%を大きく下回っている。 逆に、老齢年人口率(65歳以上)においては、新潟県の32. あり、新潟県の26.2%と全国の22.8%を大きく上回 1%と新潟県の21.2%を大きく上回っている状況にあり、 高齢化社会が進んでいる。

> さらに、出生率の低下、若年層の島外流出等で「地域の担 い手」となる若者が少ないため地域社会の活力が低下しその 維持機能等が懸念され、今こそ地域再生の一手が必要となっ ている。

(3) 地域の特性及び特区の必要性

本市においては、農業が基幹産業として重要な位置を占め ているが、平成12年の農業センサスによると基幹的農業従 事者のうち60歳以上が83.6%と生産者の高齢化、後継 者不足から生産体質が弱く、農家1戸当たりの耕作面積は新 売までの一体化や農商工連携、異業種交流を推進し産業間の 連携体制の整備や産業間の生産波及力の向上を目指した付 加価値の共有化が必要である。

本市の農林水産業の基本は、少量多品目・高付加価値化で、 基本的農生産物である佐渡米は「トキと暮らす郷(さと)づ くり認証米」を中心に好調な販売状況となっている。これは、 GIAHS(ジアス)(世界農業遺産)として佐渡の生物多 様性農業と農業農村分野の保全が後世に継承すべきと国際 的に認められたことや、生産者自らが生き物や自然と共生す る独自の農業を推進してきた成果といえる。

しかし、その反面一般的に本市の農林水産物は、生産環境 やその品質が優れているにもかかわらず市場での評価は決 して高くないことや、島内農家の生産規模が零細であること から、ほとんどが兼業農家で農業外所得に依存している。そ の上、少子高齢化、若年層の島外流出により、農業者の減少 が耕作放棄につながり、それが、要因で農地の荒廃が進み農 村としての機能が低下している現状にある。

また、新潟県の観光資源の中心的役割を果たす佐渡への観光客入込み数は、平成3年には121万人まで増加したが、 以降減少を続け、近年では60万人に満たない状況が続き、 島内経済に与える影響は大きなものとなっている。

これらの対策のため、「ジアス」や現在登録に向けた取組

温県平均の1.35 haを下回る1.07 haとなっているなど規模が零細であることから、ほとんどが兼業農家で農業外所得に依存している。その上、少子高齢化、若年層の島外流出により、農業者の減少が耕作放棄につながり、それが、要因で農地の荒廃が進み農村としての機能が低下しつつある現状にある。

また、新潟県の観光資源の中心的役割を果たす佐渡への観光客入込み数は、平成3年には121万人まで増加したが、 以降減少を続け、平成16年には66万人にまで落ち込み、 島内経済に与える影響は大きなものとなっている。

これらの対策のため、佐渡観光アクションプランの策定や

に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公 園)」を活用した観光振興と、リピーターや滞在型観光客をい かにして増加させるかが最も重要な課題である。

昨今は、トキの自然界での繁殖に向けたボランティア活動 (餌場づくり等) や、島外の学生が参加し佐渡の能が体験で きる「能合宿」等、都市と農山村の体験型交流が高まりを見し せており、農家民宿の利用者も少なくない。

こうした中で、農家民宿に新しい特色と魅力をプラスする ことが必要となり、既に導入されている濁酒の製造に、果実 酒の製造を加えることにより、このような滞在型観光で交流 人口を更に増加させ、それに関連した観光事業及び農林水産 物等の消費拡大を図り、佐渡全体の経済を更に活性化した 11

|5 構造改革特別区域計画の意義|

佐渡市では、農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家 戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃が進んで | いる。このことは、地域活力の低下のみならず、国土や自然 環境の保全、水源の涵養などの機能の低下を招いている。

これらの課題を克服し、魅力ある地域づくりを進めていく

みを続けている「世界遺産」、「ジオパーク(科学的に見て特別 | 暮らしの中で誇りに思う佐渡の「宝」を全島から募集し選出 した「佐渡百選」を活用した観光振興と、リピーターや滞在 型観光客をいかにして増加させるかが最も重要な課題であ る。

> 昨今は、全国的に都市と農山村の体験型交流が高まりを見 せている中で、ときの野生復帰に向けたボランティア活動(餌 場づくり等)に、島外から多くのボランティアが来島してお り農家民宿を利用している。ここでは杉枝打ち体験やワラ ジ・竹とんぼ作り体験なども好評で、素朴な郷土料理を提供 した滞在型観光で心の通った交流を深めている。

> こうした中で、農家民宿に新しい特色と魅力をプラスする ことが必要となり、今後、特例707の導入を図ることによ り、このような滞在型観光で交流人口を更に増加させ、それ に関連した観光事業及び農林水産物等の消費拡大を図り、佐 渡全体の経済を更に活性化したい。

5 構造改革特別区域計画の意義

佐渡市では、農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家 戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃が進んで いる。このことは、地域活力の低下のみならず、国土や自然 環境の保全、水源の涵養などの機能の低下を招いている。

これらの課題を克服し、魅力ある地域づくりを進めていく

ため、<u>従来型の生産・供給中心の産業振興から、第1次産業で生産される農林業の地場資源を、第2次産業の加工等で高付加価値化を図り、さらにツーリズム等の観光産業などの第3次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るという</u>農・商工など各産業間連携による6次産業化が必要である。

正のような中、水田に海洋深層水を利用し、倒伏しにくい稲や甘みのある、おいしい「とき米」を利用した濁酒の製造は、新たな観光資源として期待されるだけではなく、さらには地場産品と組み合わせた形での特徴ある誘客策が可能となるなど重要な方策である。また、佐渡市は「おけさ柿」をはじめル・レクチェ、リンゴ、イチジク等県内でも良質な果実が取れる産地として知られており、そこで新たな取組みとして知られており、そこで新たな取組みとして知られており、そこで新たな取組みとして知時されるだけでなく、重要な方策である。さらに、佐渡で「トキ」や「ジアス」に関連するボランティアや体験型長期滞在者が滞在する体験型農家民宿で濁酒や果実酒を提供することで、より一層「おもてなしの心」に触れていただき、都市と農山村の共生・交流を深めることで、交流人口の増加が図られ、地域経済の活性化が期待できる。

|6 構造改革特別区域計画の目標|

佐渡はトキが<u>放鳥され</u>生息してい<u>る</u>島ということで全国 に知られており、豊かな自然環境や史跡、文化など観光資源

ため、<u>認定農業者を中心とした担い手の確保・育成を図り</u>、 農地の利用集積に取組んでいる。

また、佐渡の地域資源を活かしながら本構造計画に取り組むことで、市、農協、農業団体のほか多くの農林業者の意識 改革につながり、自ら誇りの持てる地域社会づくりのための 事業として促進される。

農業や観光が低迷している中、水田に海洋深層水を利用し、倒伏しにくい稲や甘みのある、おいしい「とき米」を利用した濁酒の製造は、新たな観光資源として期待されるだけではなく、さらには地場産品と組み合わせた形での特徴ある誘客策が可能となるなど重要な方策である。また、佐渡でトキが野生復帰するための環境整備をサポートするボランティアが滞在する体験型農家民宿で<u>濁酒</u>を提供することで、より一層「おもてなしの心」に触れていただき、都市と農山村の共生・交流を深めることで、交流人口の増加が図られ、地域経済の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

佐渡はトキが<u>最後に</u>生息してい<u>た</u>島ということで全国に知られており、豊かな自然環境や史跡、文化など観光資源に恵

に恵まれている地域であるものの① (産業の衰退による若者) 流出)、②(基幹産業高齢化)、③(観光客の減)による地域 全体の衰退といった問題を抱えている。

これらの課題を克服するため、構造改革特区の認定を受 け、佐渡の地域資源を最大限に活用するとともに、「トキ」 や「ジアス」に関連する活動の活性化を図り、地域の農業と 観光が一体化した地域づくりに繋げる。

佐渡には酒の蔵元が7箇所あり、昔から酒造りが盛んな土 となる特定農業者の濁酒製造に活かし、海洋深層水を利用し た「とき米」を活用し、「佐渡」の濁酒を地域と深く結びつ いた特産品に位置づけ、農家民宿で濁酒を提供することで、 そば打ち体験や竹細工体験等農村滞在型交流観光の魅力を さらに高める。

また、「佐渡のお酒」の知名度を利用し、構造改革特区で 可能となる特定農業者の果実酒を地域と深く結びついた新 たな特産品に位置づけ、農家民宿や農家レストランで提供す ることで、農村滞在型交流観光の魅力をさらに高める。

それらにより、農家民宿経営に付加価値を付けることがで き、田舎でのふれあいを求める新たな観光客へのもてなしを 高めていき、単に「観光の島」のみならず「第二のふるさと」 やすらぎの島としての側面を持つ多角的な観光地を目標に している。

まれている地域であるものの①(産業の衰退による若者流 出)、②(基幹産業高齢化)、③(観光客の減)による地域全 体の衰退といった問題を抱えている。

これらの課題を克服するため、構造改革特区の認定を受け、 佐渡の地域資源を最大限に活用するとともに、トキの野生復 帰への活動の活性化を図る。このことにより、地域の農業と 観光が一体化し地域の活性化に繋がる。

佐渡には酒の蔵元が7箇所あり、昔から酒造りが盛んな土 地である。米作りと酒造りの技術力を、構造改革特区で可能 | 地である。米作りと酒造りの技術力を、構造改革特区で可能 となる特定農業者の濁酒製造に活かし、海洋深層水を利用し た「とき米」を活用し、「佐渡」の濁酒を地域と深く結びつい | た特産品に位置づけ、農家民宿で濁酒を提供することで、そ ば打ち体験や竹細工体験等農村滞在型交流観光の魅力をさら に高める。

> また、それらにより、農家民宿経営に付加価値を付けるこ とができ、田舎でのふれあいを求める新たな観光客へのもて なしを高めていき、単に「観光の島」のみならず「第二のふ るさと」やすらぎの島としての側面を持つ多角的な観光地を 目標にしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼ す経済的社会的効果

これまで、佐渡は豊かな自然環境や史跡、文化などの資源を活かした観光産業を中心に誘客活動を行なってきたが、観光客は総数で平成3年の121万人をピークに平成18年には約66万人、平成23年には約53万人(ピーク時より約 Δ 56%、年間平均3万4千人の減)と減少し、歯止めがかからない状況となっている。

佐渡の地域資源を活かしながら構造改革特区計画を実施することにより、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加、低迷する観光客を増加させ、地域経済の再生と活性化が図られる。

農家民宿<u>や農家レストラン</u>で野菜等の農産物や自家栽培した米を濁酒として、観光客に提供することで、米の消費拡大や地場産物の地産地消に繋がるとともに農家の副収入としての定着が見込まれる。

これまで、平成 20 年度を目標として、濁酒を製造する農家民宿を周辺の農家民宿に波及させ、また作った濁酒を近隣の民宿に販売し、その地域を濁酒と郷土料理とを併せた「濁酒の里」と称して民宿同士の連携を図りながらさまざまな体験と合わせた新たな観光資源としての掘り起しを行い、地域活性化を行ってきた。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす 経済的社会的効果

これまで、佐渡は豊かな自然環境や史跡、文化などの資源を活かした観光産業を中心に誘客活動を行なってきたが、観光客は総数で平成3年の121万人をピークに平成16年度には66万人と約55万人(\triangle 45%、年間平均4万人の減)減少し、歯止めがかからない状況となっている。

佐渡の地域資源を活かしながら構造改革特区計画を実施することにより、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加、低迷する観光客を増加させ、地域経済の再生と活性化が図られる。

さらに農家民宿で野菜等の農産物や自家栽培した米を濁酒として、観光客に提供することで、米の消費拡大や地場産物の地産地消に繋がるとともに農家の副収入としての定着が見込まれる。

(1)入り込み客増加に伴う地産地消の拡大

将来的には、濁酒を製造する農家民宿を平成20年度まで に周辺の農家民宿に波及させ、また作った濁酒を近隣の民宿 に販売し、その地域を濁酒と郷土料理とを併せた「濁酒の里」 と称して民宿同士の連携を図りながらさまざまな体験と合わ 今後、さらなる、地域活性化策として、自家栽培、自家醸造した果実酒として、フランスの家庭料理とともに、観光客に提供することで、果実の消費拡大や地場産物の地産地消に繋がるとともに農家の副収入としての定着が見込まれる。

さらに、農家民宿や農家レストランにおける観光客への提供だけでなく、果樹の苗木のオーナーを募り、農作業や収穫体験、農園バーベキューなど農地におけるイベントを企画する「苗木オーナー制度事業」や、佐渡の豊かな自然の中で、無農薬農法や無添加果実酒の醸造について学ぶ「自然農法、ワイン醸造に関する研修会」を開催し、興味を抱く若者を島内外から募り、農業や醸造、それらに関するワークショップに参加していただき農村との交流を図り地域の活性化に繋げる。

将来的には、濁酒を製造する農家民宿を周辺の農家民宿に 波及させ、また作った濁酒を近隣の民宿に販売し、その地域 を濁酒と郷土料理とを併せた「濁酒の里」と称して民宿同士 の連携を図りながら、さまざまな体験と合わせた新たな観光 資源として確立していく。

加えて、将来的には、果実酒を製造する農家民宿を周辺の 農家民宿に波及させ、作った果実酒を近隣の民宿に販売し、 民宿同士の連携を図りながらさまざまな体験と合わせた新 たな観光資源として確立させ、果実酒を特産品として売り出 すことで、地場の農林水産物の消費拡大や雇用の促進及び都

せた新たな観光資源としての<u>期待が持てる。そのことにより、</u>全体の入込客数の推移は、下表のとおりであるが濁酒を特産品として売り出すことで、目標の平成20年度には、690,000人が見込まれる。

また、地場の農林水産物の消費拡大や雇用の促進及び都市住民との交流から農家民宿にやる気を奮い起こさせる起爆剤となり、地域の再発見と地域資源を活用した新たな地域おこしに発展し、それが地域の活性化に繋がることから、早急に事業展開を行なう。

市住民との交流拡大を図り、地域の活性化に繋げたい。

○濁酒製造事業者数(単位:人)

区分	平成16年度	平成18年度	平成20年度
	実績	目標	目標
事業者数	_	1	3

○果実酒製造事業者数(単位:人)

<u>区分</u>	<u>平成24年度</u>	<u>平成26年度</u>	<u>平成28年度</u>
	<u>実績</u>	<u>目標</u>	<u>目標</u>
事業者数	_	1	<u>3</u>

○市全体の観光入込客数

	平成 <u>23</u> 年度	平成 <u>26</u> 年度	平成 <u>28</u> 年度
	実績	目標	目標
入込客 数(人)	532,011	532, 500	533, 500

□濁酒製造事業者数(単位:人)

区分	平成16年度	平成18年度	平成20年度
	実績	目標	目標
事業者数	_	1	3

○市全体の観光入込客数

	平成 <u>16</u> 年度	平成 <u>18</u> 年度	平成 <u>20</u> 年度
	実績	目標	目標
入込客 数(人)	659, 900	680, 000	690, 000

○農産物生産額 (百万円)

区分	<u>平成16年度</u>	<u>平成18年度</u>	<u>平成20年度</u>
	<u>実績</u>	<u>目標</u>	<u>目標</u>
<u>農業算</u> <u>出額</u>	15,671	15,680	15,700

農林統計より

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進し 業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に が必要と認める事項

(1) ときプロジェクトーチームエコ

特区内の農家民宿があるこの片野尾地区は、ときの最後のネグラがあったところで、そのネグラ近くの田んぼで最後の2羽が捕獲された地区であり、現在ときの野生復帰に向けたボランティア活動「ときプロジェクト」では、ときのためのビオトープ作り(餌場作り)やそこへ行くための道路の整備等で島外から多くのボランティアが来島しそこに滞在する農家民宿では、地元で採れた農林水産物を使った素朴な料理を提供し、杉の枝打ち体験やワラジ・竹トンボ作り体験なども好評で、来客者との心の通った交流を深めている。

(2) 佐渡国鬼太鼓どっとこむ

佐渡の玄関口、両津港のおんでこドームで開かれるイベントで鬼太鼓ドットコムと銘打ち、佐渡の郷土芸能披露や佐渡の名産品を一堂に集めて行われる。来場者1万人を越えるイベントで、その中の2割は、観光客が含まれており、地元の手打ちそばや採れたての佐渡前の魚そして地酒を展示販売し、また佐渡おけさや鬼太鼓を代表とする郷土芸能を佐渡島内の数十団体が芸能を披露し、島内外の来客者から好評を得ている。

今後は、来客者に新たな楽しみを提供するため、特定農業者が製造した濁酒と佐渡の郷土芸能や四季豊かな自然と採れたての山菜や新鮮な海産物を大いに活用し、誘客を図っていきたい。

(3)体験受け入れ組織の充実・インストラクターの養成 既存の観光協会、民宿組合、農林業団体と連携を図り、新 たな体験メニューの開発と、体験プログラムに必要な人材育 成に努める。

(4)都市との交流を積極的に推進

当市は、東京都国分寺市と埼玉県入間市と姉妹都市の提携をしている。

産物交流や文化交流を長年にわたって続けており、今後更に、 この特例を生かした事業やイベント、体験交流のメニューや

実施時期などを的確に情報提供し、交流を深めていきたい。 また、関東圏に当市出身者で組織された「郷土会(会員約2, 000人)」があり、会員をとおしてPRし、誘客につなげた *ل* / ا

(5) ホームページを活用した情報受発信

ホームページ等メディアを活用したイベント情報・宿泊情 報等の発信と体験者から意見の把握に努め、新体験メニュー の開発と体験プログラムの充実を図る。

別紙

- 1 特定事業の名称 707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 本構造改革特別区域計画に定める構造改革特別区域の範 囲内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業 ┃ (自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令) で定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造 酒又は果実酒)を製造しようとする者

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 707 特定農業者による濁酒の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に 供する業を併せ営む農業者で、当該構造改革特別区域内に所 (旅館、民宿、料理飲食店等)を営む農業者で、米又は果実 | 在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した米を原料 として濁酒を製造しようとする者。

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - ① 事業に関与する主体上記2に記載の<u>者</u>で、酒類製造免許を受けた者
 - ② 事業が行われる区域 佐渡市の全域
 - ③ 事業の実施期間上記2に記載の<u>者が</u>、酒類製造免許を受けた日以降
- ④ 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の 活性化を図るために特定酒類を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、<u>農家民宿等</u>を営む農業者が、 米又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして 財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類を製造 する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用 しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能とな る。

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
- ① 事業に関与する主体上記2に記載の<u>認定計画特定農業者</u>で、酒類製造免許を受けた者
 - ② 事業が行われる区域 新潟県佐渡市の全域
 - ③ 事業の実施期間

上記2に記載の<u>認定計画特定農業者</u>が、酒類製造免許 を受けた日以降

- ④ 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を 通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、<u>旅館や民宿</u>を営む農業者が<u>自</u> <u>ら生産した米を原料に濁酒を製造する場合</u>、製造免許にかか る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許 を受けることが可能となる。

この特例措置を活用し、佐渡の海洋深層水を使用した「と

このことは新しい地場産品の創造となり、地域の活性化にもつながる。

また、果実酒製造への取組みは、小規模ながら農家副収入の一つの手段となることに加え、果実酒と併せて地元食材を提供することにより地産地消の促進にもつながるものと考えられる。

このような民間の自発的な取組みが広がることは、地域の 活性化につながるという視点からも当該特例措置の適用が 必要であると考える。

なお、特定酒類の製造免許を受けた者は、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検 査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を 行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよ う、指導及び支援を行う。 き米」を使用した濁酒を製造し観光客に提供することで濁酒 を目玉とした集客力の向上が期待される。

さらに、濁酒を取り入れた農家民宿経営の可能性を提示し新 規参入を促すことで、農業者の副収入の増加を図る。

なお、当該特定事業者により酒類の製造免許を受けた場合、 酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

また、市の広報誌やホームページで、制度内容の周知を図り、無免許製造などの特定事業の実施により予想される弊害の防止に努める。